

第 1 章 総 則（共通編）

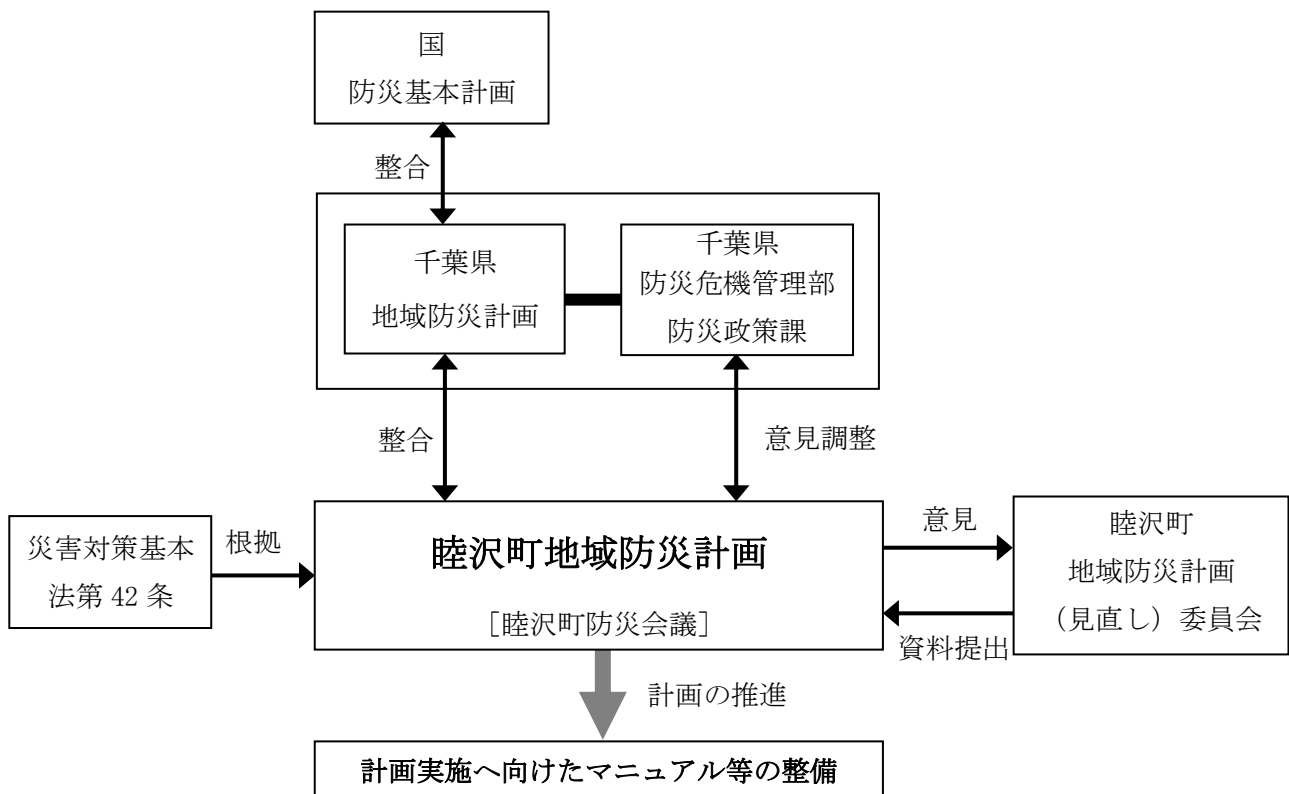
第1節 計画の基本方針

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、睦沢町防災会議が作成する計画であって、睦沢町の地域にかかる災害に対して総合的な指針及び対策計画を定め、本町における災害の予防、応急対策、災害復旧の対策等を実施することにより、防災関係機関がその全機能を有効に発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- （1）災害とは、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他、その及ぼす被害の程度において、これらに類する災害対策基本法施行令第1条で定める原因により生ずる被害をいう。
- （2）防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることをいう。

■ 計画の位置づけ



第2 計画の構成・内容

本計画は、睦沢町の地域にかかる災害に対する対応に即した構成とする。

第1章を総則、第2章を予防計画、第3章を災害応急対策計画（震災対策編）、第4章を東海地震に係る周辺地域としての対応計画、第5章を災害応急対策計画（風水害等対策編）、第6章を大規模事故等災害応急対策計画、第7章を災害復旧復興計画とし、合わせて7章の構成とする。また、資料編を別編として、本計画に必要な関係資料等をまとめた。

計画の内容は、次のとおりである。

1. 睦沢町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災対策上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
2. 防災施設の新設又は改良、災害防止のための調査研究、教育及び訓練その他災害予防の計画
3. 災害応急対策に関する次の計画
 - （1）防災組織に関する計画
 - （2）情報の収集及び伝達に関する計画
 - （3）災害防除に関する計画
 - （4）被災者の救助保護に関する計画
 - （5）災害警備に関する計画
 - （6）自衛隊の災害派遣要請の計画
 - （7）その他災害発生時における応急対策の計画
4. 災害復旧に関する計画
5. その他必要な計画

■ 計画の構成

睦 沢 町 地 域 防 災 計 画	第1章 総則（共通編）	第1節 計画の基本方針 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3節 睦沢町の現況と被害想定 第4節 防災対策の推進方向（防災ビジョン）
	第2章 予防計画（共通編）	第1節 防災まちづくり計画 第2節 活動体制の整備 第3節 備蓄整備計画 第4節 土砂災害防止計画 第5節 住民の防災力の向上 第6節 災害時要援護者及び帰宅困難者の災害予防計画 第7節 地震災害に対する調査・研究に関する計画 第8節 大規模事故等災害予防計画
	第3章 災害応急対策計画（震災対策編）	第1節 災害応急活動体制 第2節 情報の収集・伝達・報告 第3節 避難対策 第4節 被害軽減対策 第5節 被災者生活支援 第6節 生活関連施設等の応急対策計画 第7節 被災地の応急対策計画
	第4章 東海地震に係る周辺地域としての対応計画	第1節 総則 第2節 防災機関の業務 第3節 事前の措置 第4節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置 第5節 警戒宣言発令に伴う対応措置 第6節 住民等のとるべき措置と対応
	第5章 災害応急対策計画（風水害等対策編）	第1節 災害応急活動体制 第2節 情報の収集・伝達・報告 第3節 避難対策 第4節 被害軽減対策 第5節 被災者生活支援 第6節 生活関連施設等の応急対策計画 第7節 被災地の応急対策計画
	第6章 大規模事故等災害応急対策計画	第1節 放射性物質事故応急対策計画 第2節 大規模火災応急対策計画 第3節 林野火災応急対策計画 第4節 危険物等災害対策計画 第5節 航空災害応急対策計画 第6節 道路災害応急対策計画
	第7章 災害復旧復興計画（共通編）	第1節 被災者の生活確保に関する計画 第2節 生活関連施設災害復旧計画 第3節 激甚災害の指定に関する計画 第4節 災害復興に関する計画
	資 料 編	

第3 災害対策の基本方針

● 計画の方針

- 災害による被害を最小限とするため、災害の予防、災害発生時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的でわかりやすい計画とする。
- 震災対策においては阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、本町に大きな被害をもたらすと予想される「東京湾北部地震」も想定した防災対策の確立を図る。
- 風水害対策においては、過去の水害の教訓を踏まえた防災対策の確立を図る。

1. 災害予防対策

- （1）町民への震災や風水害の知識の普及に努めるとともに、地区防災計画の策定を推進し自主防災組織の育成と防災訓練の充実に努めるものとする。
- （2）災害に強い町づくりを進めるため、河川の改修、地盤災害の防止対策・建築物対策、ライフライン施設などの防災対策を進めるものとする。
- （3）防災拠点の整備また各種資機材の備蓄と消防施設の整備を進めるものとする。
- （4）情報連絡手段となる防災行政無線の整備の充実、テレビ・ラジオ・インターネットの優先利用、J-ALERT・緊急速報メールなどの新たな情報提供手段の確立を図るものとする。
- （5）避難行動要支援者名簿や災害時要援護者対策マニュアルを作成するなど、災害時要援護者対策を確立しておくものとする。
- （6）飲料水・食料・生活必需品の備蓄や民間団体・企業との協定締結等による流通備蓄の確保に努めるものとする。
- （7）今後の災害対策に役立つ各種調査研究を進めるものとする。

2. 災害応急対策

- （1）災害時に迅速な対応がとれるよう、防災関係機関の応急体制を整えるものとする。
- （2）気象予警報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制及び避難準備情報・避難勧告・避難指示の基準を明確化し、住民へ周知徹底を遅滞なく行える体制を整えるものとする。
- （3）被災者の安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、飲料水・食料・生活必需品等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実に努めるものとする。
- （4）消防、交通規制などの応急活動の充実に努めるものとする。
- （5）必要に応じ、自衛隊や緊急消防援助隊、周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策を実施するものとする。
- （6）電気、水道、ガス等のライフライン施設等の迅速な応急復旧を図るものとする。
- （7）応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図るものとする。

3. 災害復旧・復興対策

- （1）被災者や被災事業者への救護措置の充実に努め、民生安定を図る。
- （2）生活関連施設等の迅速な復旧・復興に努める。
- （3）復旧・復興体制の整備を進める。

第4 計画の遵守

防災関係機関はもちろんのこと、地域住民においても、災害対策基本法及びその他関係法令に準拠して策定した本計画をよく理解し、これを遵守するよう努めるとともに、防災に関し万全の措置を講じる。

第5 計画の習熟

防災関係機関は、不断の危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第6 計画の修正

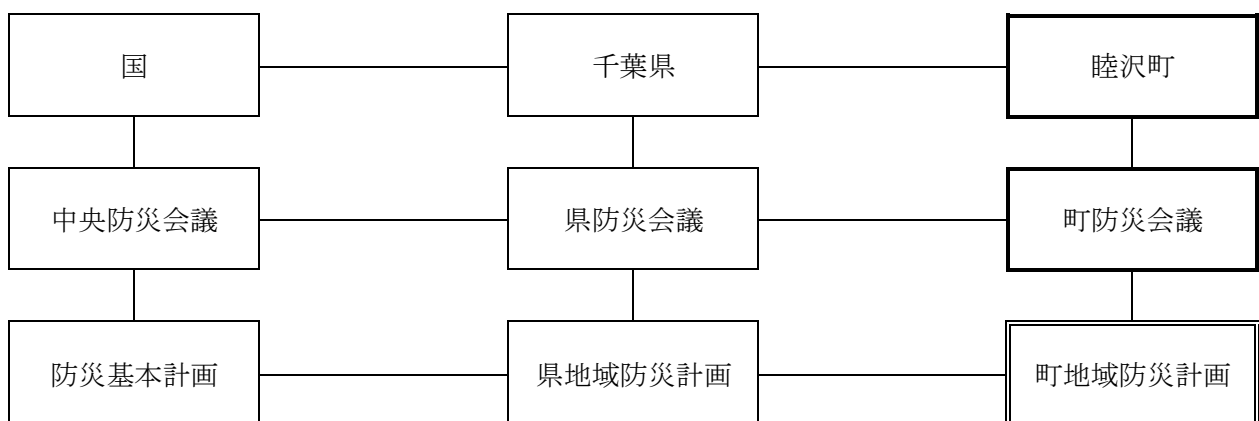
この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第7 他の法律等との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合を図るもので、従来の防災行政を一元化するものではない。したがって、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところにより、その事務を処理する。

また、この計画は、本町の地域特性を踏まえるとともに、国の防災基本計画、防災業務計画、千葉県地域防災計画及び災害対策基本法他関係法令と整合性のある計画とする。

■ 国、県及び町の防災会議並びに防災計画の体系



〔資料7 関連条例①②③〕

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の主要なものは、次のとおりである。

1. 睦沢町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
睦沢町	(1) 町防災会議及び町災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること (5) 救助、防疫等被災者の保護及び保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (8) 被災町営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること (12) 被災施設の復旧に関すること (13) 関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること (14) 被災者の生活再建支援に関すること

2. 消防機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 長生郡市広域市町村圏組合消防本部（佐貫分署）	(1) 消防施設・消防体制の整備に関すること (2) 救助及び救援施設・体制の整備に関すること (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること (4) 消防知識の啓発・普及に関すること (5) 火災発生時の消火活動に関すること (6) 被災者の救助・救援に関すること (7) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (8) 水防活動の協力、援助に関すること
2. 長生郡市広域市町村圏組合消防団（第5支団）	(1) 災害及び二次災害の予防警戒及び防除に関すること (2) 人命の救出、救助及び応急救護に関すること (3) 消防、水防その他の応急処置に関すること (4) 災害時の救助、救急、情報の伝達に関すること

3. 千葉県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
千葉県	(1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
千葉県	(8)被災県営施設の応急対策に関すること (9)災害時における文教対策に関すること (10)災害時における社会秩序の維持に関すること (11)災害対策要員の動員、雇上げに関することと (12)災害時における交通、輸送の確保に関すること (13)被災施設の復旧に関すること (14)市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること (15)災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること (16)災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること (17)被災者の生活再建支援に関すること (18)市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

4. 千葉県の機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1. 長生地域振興事務所	(1)県災害対策本部長生支部（総務班・協力班）に関すること (2)睦沢町が処理する事務、事業の指導及び斡旋等に関すること (3)災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること (4)災害救助に係る連絡・調整に関すること (5)その他災害の防除と拡大の防止に関すること
2. 長生土木事務所	(1)県災害対策本部長生支部（土木班）に関すること (2)水防にかかる情報の収集、伝達及び指導等に関すること (3)砂防及び地すべり防止事業に関すること (4)急傾斜地崩壊防止事業に関すること (5)県所管にかかる河川、道路、橋りょうの整備及び維持管理に関すること (6)河川、道路等における障害物の除去に関すること
3. 長生健康福祉センター（長生保健所）	(1)県災害対策本部長生支部（健康福祉班）に関すること (2)医療施設の保全に関すること (3)医療救護に関すること (4)防疫その他保健衛生に関すること
4. 長生農業事務所	(1)県災害対策本部長生支部（農業班）に関すること (2)農業関係施設の保全に関すること (3)農業に関する応急対策の指導に関すること (4)農作物等の管理指導及び妨害虫の防除に関すること (5)被災農林業家等に対する資金の融通に関すること
5. 教育庁東上総教育事務所	(1)県災害対策本部長生支部（その他の班）に関すること (2)教育施設の保全に関すること (3)災害時の応急教育及び指導に関すること (4)教職員の確保及び調整に関すること (5)災害救助用教科書等支給の協力に関すること

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
6. 茂原警察署	(1) 災害警備活動及び他警察との相互援助の指導・調達に関すること (2) 県警本部及び防災関係機関との連携に関すること (3) 県警本部及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること (4) 警察通信の確保及び統制に関すること (5) 被災者の救出及び避難に関すること (6) 死体（行方不明者）の捜索並びに検視に関すること (7) 交通規制及び交通施設等の保全に関すること (8) 犯罪の予防とその他社会秩序の維持に関すること

5. 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 関東農政局 千葉地域センター匝 瑳支所	(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導 に關すること イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、堤防、土砂 崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整 備に關すること (2) 応急対策 ア 農業に關する被害状況の取りまとめ及び報告に關すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に關すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に關すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除 に關すること オ 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に關するこ と (3) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る施 設及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実 施に關すること イ 災害による被災農林業等に対する資金の融通に關すること (4) その他 ア 農業関係被害状況の情報収集及び報告に關すること イ 災害時の政府所有米穀の供給に關すること（農林水産省生産局）
2. 関東運輸局	(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に關すること (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に關すること (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に關すること
3. 関東地方整備局	(1) 災害予防 ア 防災上必要な教育及び訓練等に關すること イ 通信施設等の整備に關すること ウ 公共施設等の整備に關すること エ 災害危険区域等の関係機関への通知に關すること オ 官庁施設の災害予防措置に關すること カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に關するこ と キ 豪雪害の予防に關すること

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
3. 関東地方整備局	(2) 災害応急対策 ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること エ 災害時における復旧資材の確保に関すること オ 災害発生が予測される時又は災害時における応急工事等に関すること カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること キ 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること (3) 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。
4. 東京管区气象台 (銚子地方气象台)	(1) 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること (2) 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関すること (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること
5. 関東総合通信局	(1) 電波及び有線電気通信の監理に関すること (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること (3) 災害時における非常通信の確保に関すること (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (5) 関東地方非常通信協議会の運営に関すること (6) 災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関すること

6. 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 東日本電信電話(株) 及び(株)NTT ドコモ	(1) 電気通信施設の整備に関すること (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関すること (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
2. KDD I (株)	(1) 電気通信施設の整備に関すること (2) 災害時における通信サービスの提供に関すること (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
3. ソフトバンクモバイル(株)	(1) 電気通信施設の整備に関すること (2) 災害時における通信サービスの提供に関すること (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
4. 日本赤十字社(千葉県支部)	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること (3) 義援金の募集及び配分に関すること
5. 日本放送協会(NHK 千葉放送局)	(1) 町民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること (2) 町民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること (4) 被災者の受信対策に関すること

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
6. 日本通運(株)千葉支店	(1)災害時における貨物自動車(トラック)による救援物資及び避難者の輸送の協定に関すること
7. 東京電力(株)千葉支店	(1)災害時における電力供給の確保に関すること (2)被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
8. 日本郵便(株)	(1)被災者救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除に関すること (2)郵便振替による被災者救援のための寄付金送金の無料扱いに関すること (3)被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関すること (4)為替貯金業務及び簡易保険、郵便年金業務の非常取扱いに関すること (5)災害時における郵便事業運営の確保及び郵便事業窓口業務の維持に関すること

7. 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. (社)千葉県トラック協会、(社)千葉県バス協会	(1)災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
2. (社)千葉県医師会	(1)医療及び助産活動に関すること (2)医師会と医療機関との連絡調整に関すること
3. (社)千葉県歯科医師会	(1)歯科医療活動に関すること (2)歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
4. (社)千葉県薬剤師会	(1)調剤業務及び医薬品の管理に関すること (2)医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること (3)地区薬剤師会との連絡調整に関すること
5. 民間放送機関 千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送、 (株)バイエフエム	(1)町民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること (2)町民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3)社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

8. 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
自衛隊	(1)災害派遣の準備 ア 防災関係資料の基礎調査に関すること イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること ウ 防災資材の整備及び点検に関すること エ 睦沢町地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること (2)災害派遣の実施 ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること イ 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関すること

9. 公共的団体等

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 区長会	(1) 県及び町が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
2. 長生郡市広域市町村圏組合	(1) 水道施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること (2) 環境衛生に関すること
3. 長南町ガス課	(1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
4. 大多喜ガス㈱	(1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
5. ボランティア団体	(1) 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること
6. 長生農業協同組合	(1) 町、県が行う被害調査及び応急対策への協力 (2) 農作物の災害応急対策に関すること (3) 被災農家に対する融資、あっせん (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん (5) 農産物の需給調整
7. 睦沢町商工会	(1) 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 国・県との連携により融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力
8. (社) 茂原市長生郡医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
9. (社) 茂原市長生郡歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
10. (社) 茂原市長生郡薬剤師会	(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること (3) 地区薬剤師との連絡調整に関すること
11. 睦沢町土木建築事業協同組合	(1) 災害応急対策の支援に関すること
12. 金融機関	被災事業者等に対する資金の融資
13. 社会福祉施設	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導
14. 社会福祉協議会	(1) 災害時要援護者の支援 (2) 災害時におけるボランティア活動の支援
15. 危険物取扱施設	(1) 安全管理の徹底 (2) 防護施設の整備

10. 町民、自主防災組織及び事業所等

機関の名称	処理すべき事務または業務の大綱
1. 町民	(1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、気象特別警報、警報、注意報、緊急地震速報等発令時のとるべき行動の確認や住宅の耐震診断・改修等震災の予防を図る。又、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な災害発生時の備えを講じるとともに住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティーの形成に努めること (2) 町及び県が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
2. 自主防災組織	(1) あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認・把握し、避難場所・避難の経路及び方法を確認しておくこと (2) 災害時等にとるべき行動についてあらかじめ検討し、町民や災害時要援護者の避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するとともに、地域の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努めること (3) 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努めること (4) 町及び県が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること (5) 災害時に、町・公共的団体その他関係団体と連携し、地域における情報の収集及び提供・救助・避難誘導等を行うこと
3. 事業所等	(1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること (2) 集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること (3) 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること

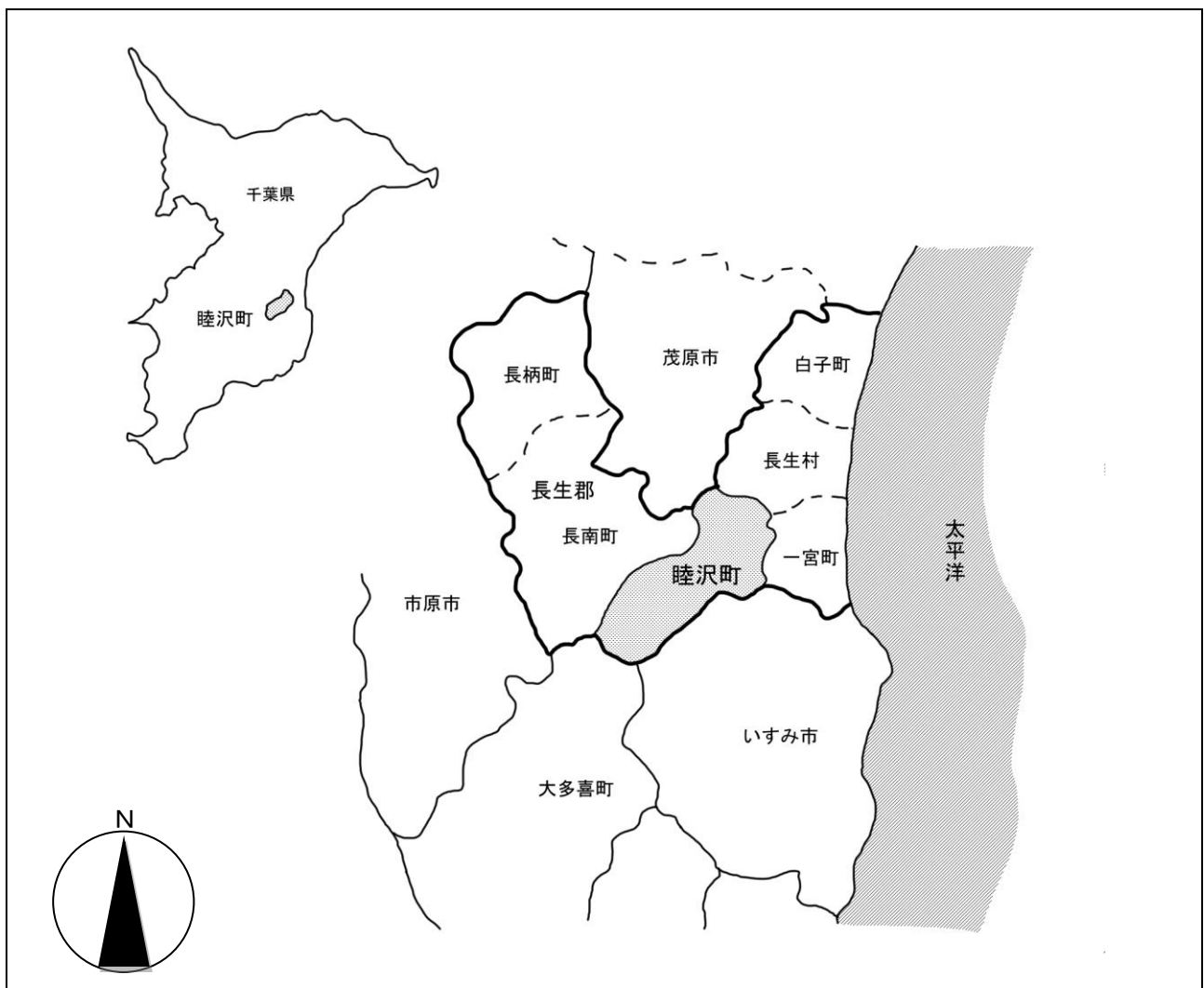
第3節 睦沢町の現況と被害想定

第1 睦沢町の自然的条件

1. 地勢

本町は、房総半島の中央部よりわずか東南寄り、長生郡の最南端に位置し、首都圏から70km圏内にある。東西に4.2km、南北に11km、周囲35kmの細長い地形で、総面積は35.59km²となっている。地形は西に高く東に低く、標高が2～168mあり、豊富な天然ガスが地下にあることが特徴である。町の中央部を瑞沢川が流れ、途中で埴生川と合流し、さらに町の東北端で一宮川と合流し一宮川となって太平洋へと注いでいる。川の沿岸には肥沃な平野が広がり、緑豊かな農業地帯をつくり出している。

■ 睦沢町の位置



2. 地質

本町は、房総半島のほぼ中央よりやや東に位置し、上総丘陵が広がっている。地質的には町の全域を第四紀の上総層群が分布している。

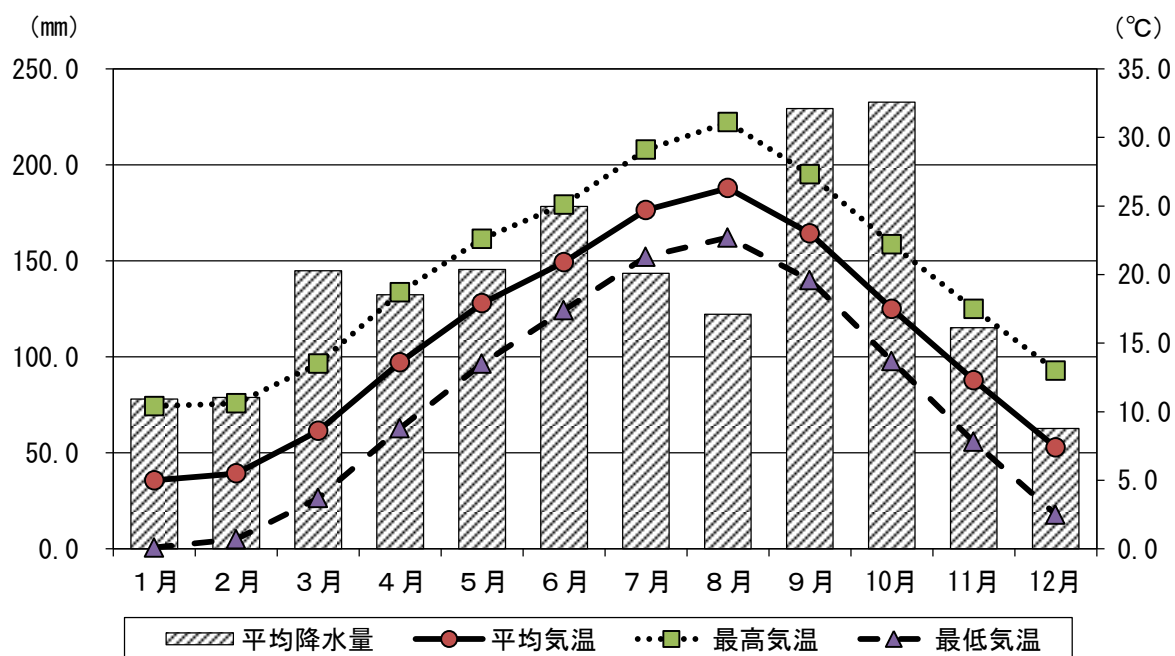
上総丘陵では、地質的に砂岩の分布地域の方が緻密な泥岩地域より風化、浸食されずに残される傾向がある。従って、泥岩の分布地域は山ひだの細かい斜面から成る低い山地を作っている。一方、砂岩の分布地域ではなだらかな斜面の高い尾根となっているのが特徴である。

上総層群は、ほぼ整合に重なる厚さ 3,000m 以上の深海成～浅海成の地層で、下位の三浦層群とは不整合関係にあり、上位の下総層群とも不整合関係にある。

3. 気候

本町は、房総半島の中央部よりやや南東の九十九里浜南端部近くに位置するため、気候的には、温暖で寒暑の差も小さく、冬季に降雪を見ることはほとんど無い。しかしながら、降水量は比較的多い。

■ 睦沢町の気象（観測地点：茂原、1981～2010 年の 30 年平均）



（資料：気象庁ホームページ）

第2 睦沢町の社会条件

1. 人口及び世帯

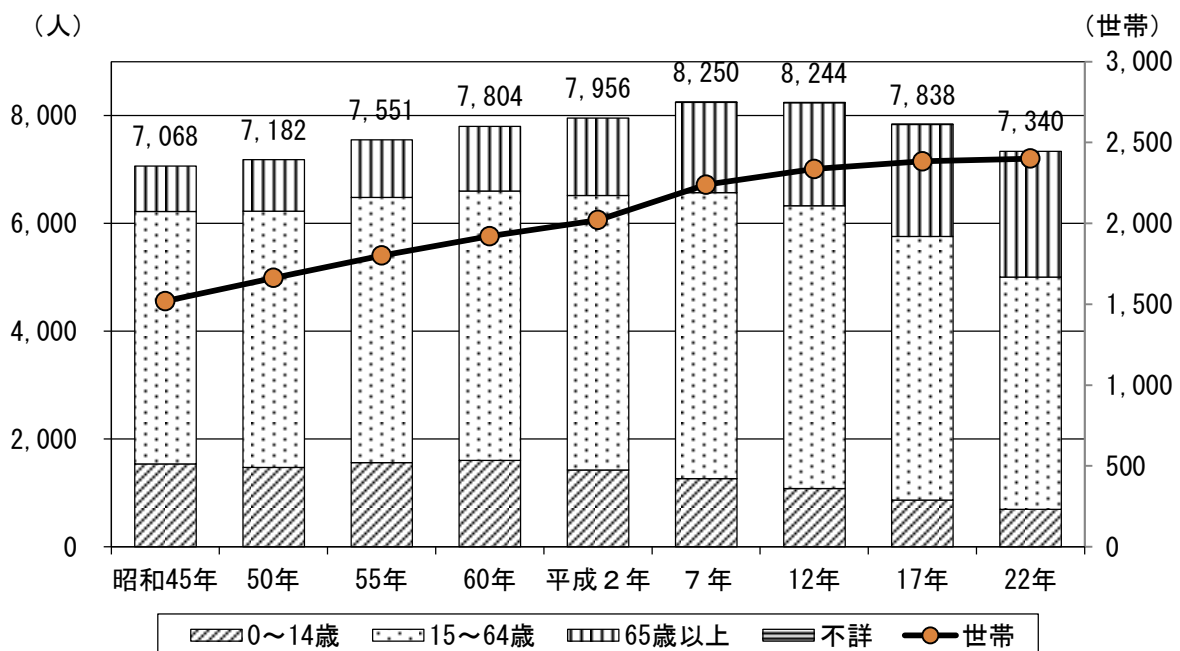
（1）人口

本町の人口は、昭和45年からの40年間の国勢調査でみると、昭和45年の7,068人から増加傾向であったものが平成7年の8,250人を頂点に減少傾向に転じ、平成22年には7,340人となっている。本町でも少子高齢化が進行しており、平成22年の高齢化率は31.8%と約3人に1人が高齢者となっている。

（2）世帯

昭和45年からの国勢調査による世帯数の推移は、昭和45年に1,519世帯であったものが、人口の増加と核家族化の進展に伴い平成7年には2,239世帯となり、その後人口は減少傾向に転じたものの世帯数は増加傾向が続いて、平成22年には2,400世帯、世帯人員は3.1人となっている。

■ 人口と世帯数の推移



（資料：国勢調査）

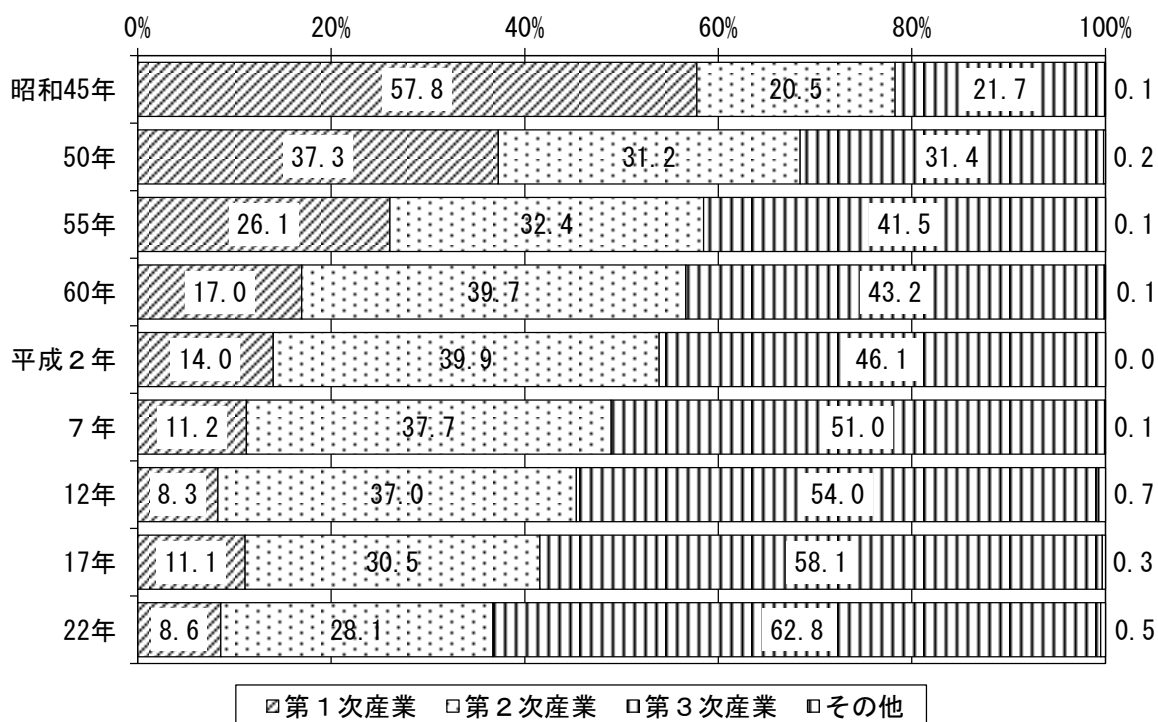
2. 産業

（1）産業構造

本町の経済構造を産業別の就業者の推移でみると、昭和45年での全就業者は、4,041人、産業別の構成比は、第1次産業が57.8%、第2次産業が20.5%、第3次産業が21.6%であり、農業を中心とする経済構造を示している。

平成22年の就業構造は、就業者数が3,371人で昭和45年に比べ16.6%減少し、構成比は、第1次産業が49.2ポイントと大きく低下して8.6%、第2次産業は7.6ポイント増加して28.1%、第3次産業は41.1ポイント増加して62.8%となり、サービス業を中心とする経済構造に変化した。

■ 産業別就業者人口



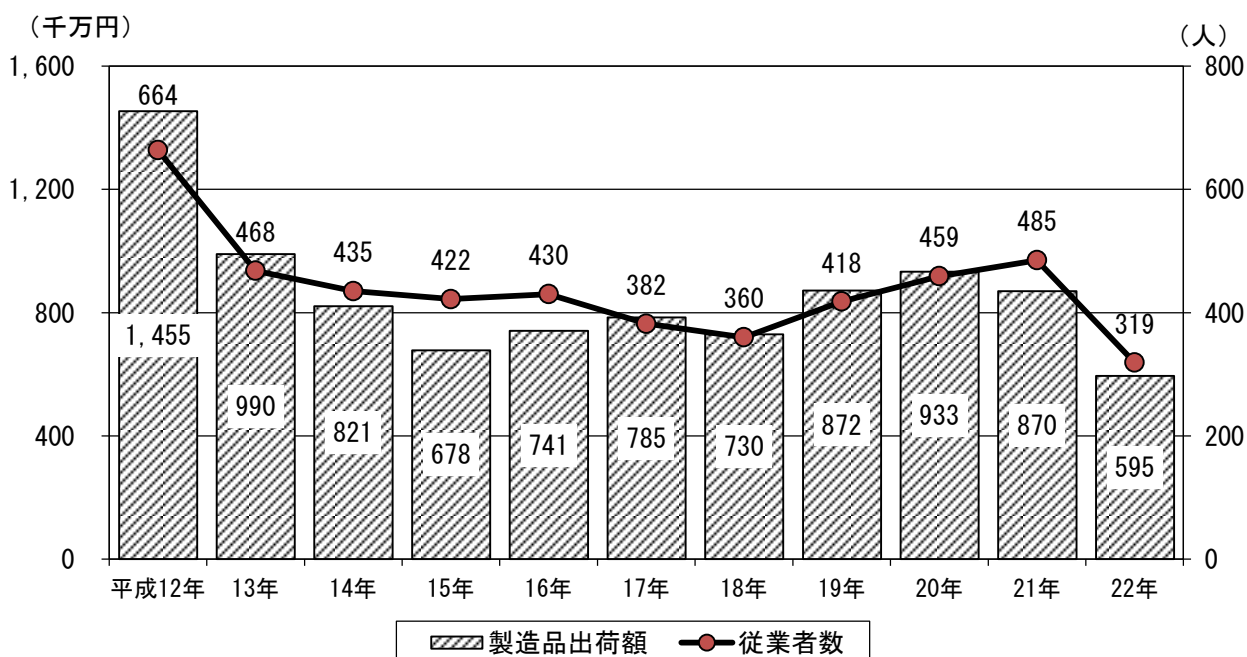
（資料：国勢調査）

（2）経済活動

ア 工業

本町の工業の製造品出荷額はバブル経済の影響を受け平成3年にピークをむかえた後はマイナス成長となっており、平成12年から平成22年の工業統計調査によると、平成13年以降はほぼ横ばい状態である。平成22年の製造品出荷額は約59億5千万円となっている。

■ 工業の推移

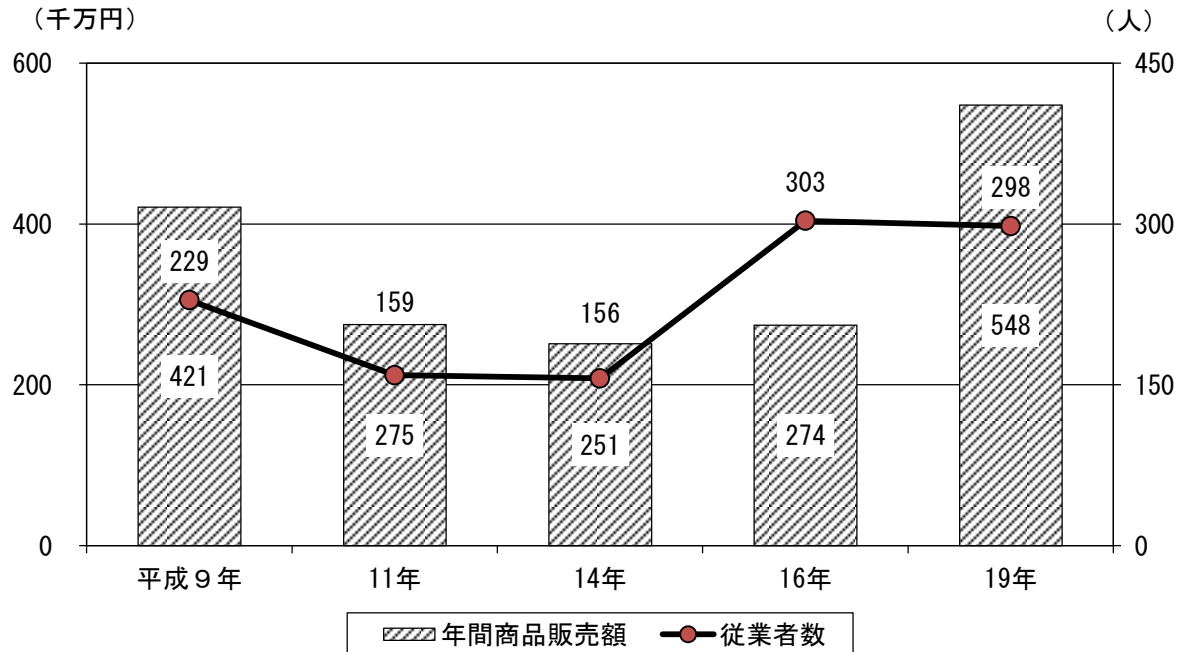


（資料：工業統計調査）

イ 商業

商業販売額（卸売・小売）は、バブル崩壊による経済の落ち込みの影響を受け、その後は減少傾向となっていたが、平成19年には54億8千万円と増加している。

■ 商業の推移

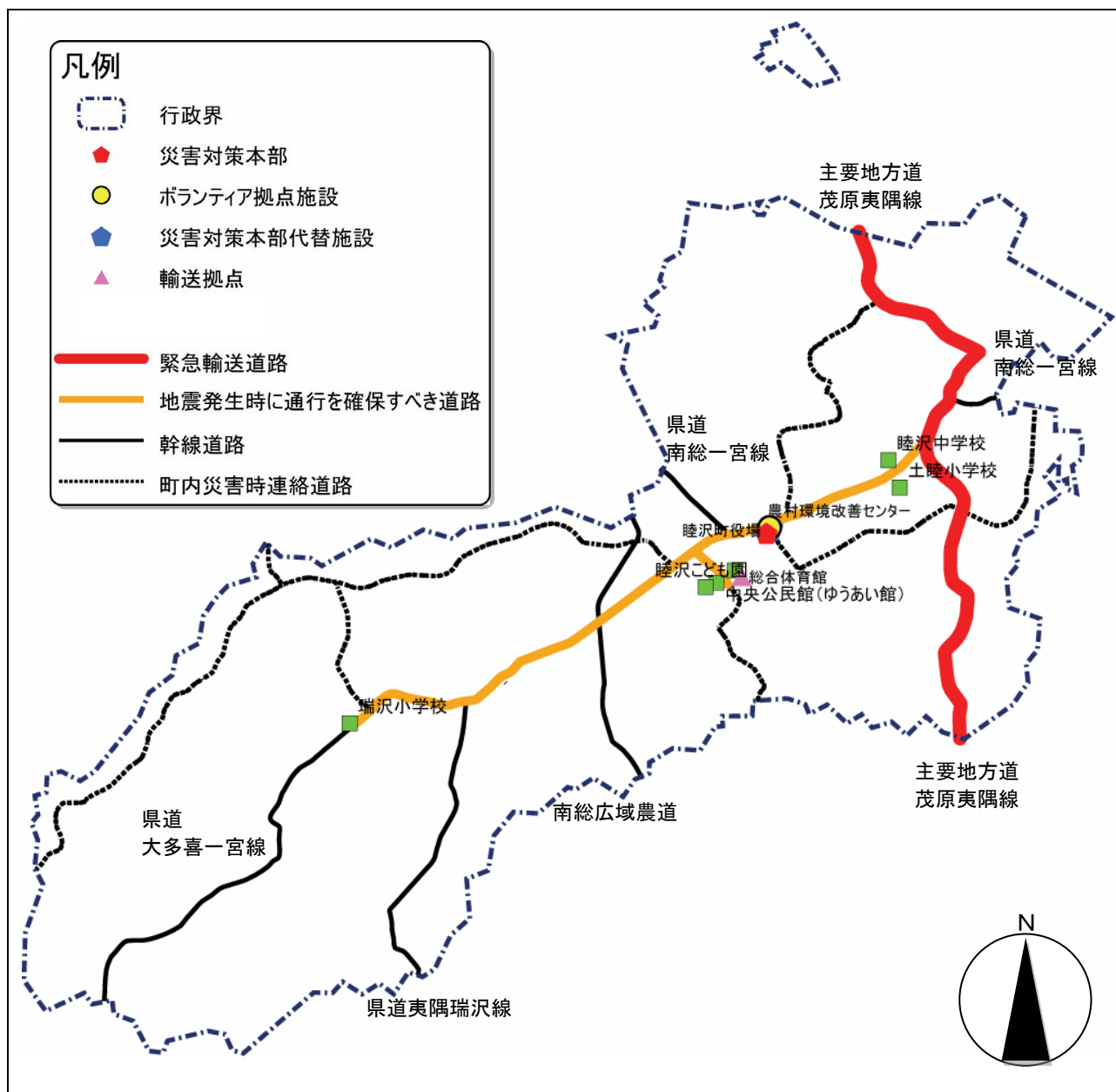


（資料：商業統計）

3. 交 通

町内には、主要地方道茂原夷隅線、県道大多喜一宮線、県道南総一宮線、県道夷隅瑞沢線の4本の幹線道路が縦横断し、広域幹線の役割を果たしている。また、それらの幹線道路と接続する町道は住民の生活を支える大切な動脈として、着実に整備が進められており、橋においては、そのほとんどが永久橋として整備されている。

■ 交通施設



第3 災害履歴と被害想定

1. 地震災害

(1) 千葉県内で被害が発生した地震

1,600年代以降、千葉県内で被害が発生した地震は次のとおりである。

■ 千葉県内の地震被害（江戸時代以降）

番号	西暦年月日 (日本歴 年月日)	震 央		マグ ニチ ュー ド	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名					
1	1605.2.3 (慶長9年12 月16日)	134.9 33.0	南海 トラフ 沿い	7.9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1677.11.4 (延宝5年10 月9日)	142.0 35.5		8.0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波波高は、銚子4～5m、東浪見5m、和泉浦4m、大原4m、矢差戸6m、岩船7m、御宿6mであった。	銚子市高神1万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家50戸、水死者97名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者13名、大原で倒家25戸、水死者9名、矢差戸で倒家25戸、水死者13名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名
3	1703.12.31 (元禄16年 11月23日)	139.8 34.7	房総沖	8.2	6	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定波高は、九十九里4～6m、御宿で8m、小湊6m、千倉5m、布良5mなどであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。
4	1855.11.11 (安政2年10 月2日)		東京湾 北部	7.2	6	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数でた。

■ 千葉県内の地震被害（江戸時代以降）

2/3

番号	西暦年月日 （日本歴 年月日）	震 央		マグ ニチ ュー ド	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名					
5	1906. 2. 23 (明治 39 年)	139. 8 34. 8	安房沖	7. 3				北条や平郡で壁に小亀裂が生じた。
6	1906. 2. 24 (明治 39 年)	139. 8 35. 5	東京湾口	7. 7				木更津、湊で壁土や瓦の墜落などの被害があった。
7	1909. 3. 13 (明治 42 年)	141. 0 35. 6	銚子沖	7. 2		名洗で地盤に亀裂が生じた。		銚子で家屋の傾斜 2 戸と煙突の挫折があった。
8	1921. 12. 8 (大正 10 年)	140. 1 35. 8	竜ヶ崎付近	7. 1		印旛郡で道路に亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破損数か所、千葉や成田で多少の被害があった。
9	1922. 4. 26 (大正 11 年)	139. 7 35. 2	浦賀水道	6. 9	5	布良で崖くずれ。		建物全壊 8 戸、破損 771 戸、小学校傾斜 1 棟。館山、木更津、大多喜等で土蔵や倉庫等の壁落下。
10	1923. 9. 1 (大正 12 年)	139. 3 35. 2	相模湾	7. 9	6	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山くずれが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は布良 4. 5 m、洲崎 4 m、勝山 2. 2m、木更津 1. 8 mなどであった。	千葉県全体で死者 1335 名、負傷者 3426 名、行方不明者 7 名、全壊家屋 31186 戸、半壊 14919 戸、焼失 647 戸、流失 71 戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。
11	1923. 9. 2 (大正 12 年)	140. 4 35. 1	勝浦沖	7. 4	6	勝浦付近では関東地震より強く揺れた。	小津波があった。洲崎で波高 30cm になった。	勝浦で瓦の落下など小被害があった。
12	1953. 11. 26 (昭和 28 年)	141. 7 34. 0	房総半島南東沖	7. 4	5		銚子付近で最大波高 3 m 記録したが、被害なし。	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠埼灯台の水銀がこぼれた。
13	1960. 5. 23 (昭和 35 年)	73. 5W 38. 0S	チリ沖	8. 5			九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で 153cm、布良で 67cm であった。	津波による被害は死者 1 名（銚子）、負傷 2 名、半壊家屋 11 戸、田畑の冠水 173ha に及んだ。

番号	西暦年月日 （日本歴 年月日）	震 央		マグ ニチ ュー ド	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被 害
		東経 北緯	震央 地名					
14	1987. 12. 17 (昭和 62 年)	140. 5 35. 4	千葉県 東方沖	6. 7	5	山武、長生郡市 を中心に、崖く ずれ、道路の亀 裂、陥没、堤防の 沈下、地盤の液 状化現象等が多 数発生した。ま た、崖くずれの 危険に伴う住民 避難が生じた。		千葉県全体で死者 2名、負傷者144名、 全壊家屋16棟、半 壊家屋102棟、一部 損壊71,212棟、断 水49,752戸、停電 287,900戸、ガス供 給停止4,967戸、ブ ロック塀等の倒壊 2,792か所が発生し た。なお、住家被害 のほとんどが屋根 瓦の崩落によるも のであった。
15	1989. 3. 6 (平成元年)	140. 7 35. 7	千葉県 北東部	6. 0	5	佐原市ほか4町 で農業用水施設 （地下埋設管） に破損が生じた。		佐原市ほか4市町 で屋根瓦の落下に よる家屋の一部破 損が12棟、多古町 において水道管の 亀裂により断水70 戸の被害がでた。
16	2005. 4. 11 (平成 17 年)		千葉県 北東部	6. 1	5 強			県内で家屋の一部 損壊4棟の被害が でた。
17	2005. 7. 23 (平成 17 年)		千葉県 北西部	6. 0	5 弱			県内で負傷者8名、 家屋の一部損壊3 棟の被害がでた。そ の他、関東近県で約 6万4千台のエレ ベーターが停止し、 78件の閉じ込めが 発生した。鉄道につ いては、東北、上越、 長野、東海道新幹 線、関東地方のJR等 の各線で点検のた め運転を中止し、運 転再開まで最大で 約7時間を要した。

番号	西暦年月日 （日本歴 年月日）	震 央		マグ ニチ ュー ド	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被 害
		東経 北緯	震央 地名					
18	2011. 3. 11 （平成 23 年）	142.9 38.0	三陸沖	9.0	6 弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。市街地では、地震時、建物は ゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が沸き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅がゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	銚子験潮所で押波による第 1 波を 15 時 30 分過ぎに観測。17 時過ぎに最大潮位となる第 3 波 2.5m を観測した。潮位計のデータでは、13 日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3 km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8 km まで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23.7 km ² に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6m と推定される第 3 波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。	平成 24 年 3 月 1 日現在死者 20 名（うち、津波による死者 14 名（旭市 13 名、山武市 1 名）、行方不明者 2 名（津波による）、負傷者 251 名。建物全壊 798 棟、半壊 9,923 棟、一部損壊 46,828 棟、建物火災 15 件、床上浸水 154 棟、床下浸水 722 棟。水道断水 177,254 戸、減水 129,000 戸。下水道 12,600 戸で使用制限。ガス 8,631 戸で停止。電気 35 万 3 千戸で停電。国道、県道で全面通行止め 33 カ所、片側通行規制 12 カ所。農業施設の損壊 2,257 カ所ほか。漁船転覆・乗り上げ等 390 隻。石油コンビナート爆発事故（市原市）。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。
19	2012. 3. 14 （平成 24 年）		千葉県 東方沖	6.1	5 強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。		県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生し

								た。
--	--	--	--	--	--	--	--	----

番号	西暦年月日 (日本歴 年月日)	震 央		マグ ニチ ュー ド	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名					
20	2012.4.29 (平成24年)		千葉県 北東部	5.8	5弱			震度5弱を観測したのは、旭市のみにとどまり、県内で人的・物的被害は発生しなかった。

※県内における震度5弱以上を観測した地震、震度不明のものはM7.0以上のものを記載

(資料：千葉県地域防災計画（平成24年度修正）)

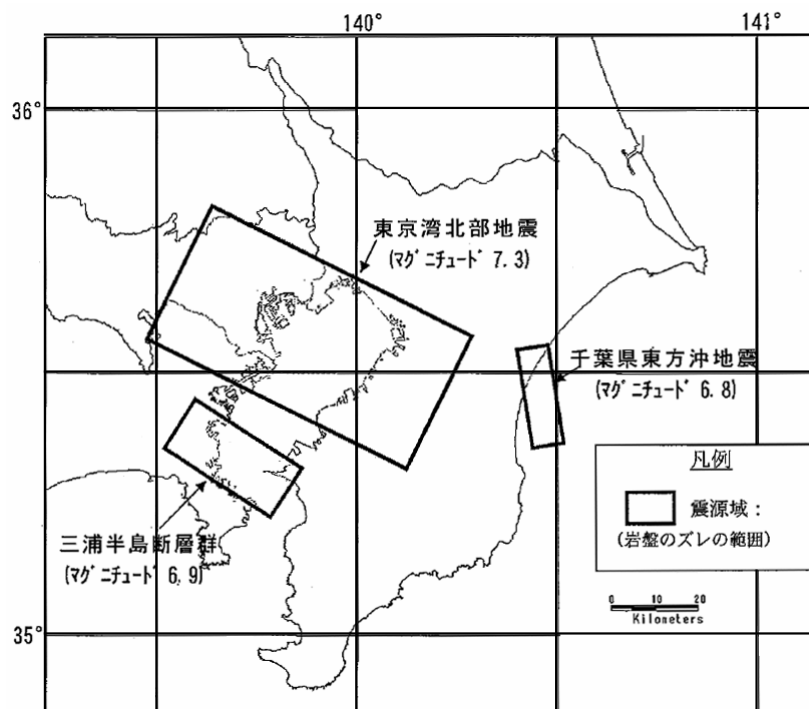
(2) 想定地震と被害想定

千葉県において、平成19年度に、第三期地震被害想定結果を公表している。その被害想定結果においては、近い将来（今後100年間）、千葉県に影響を与える可能性のある地震として、「東京湾北部地震」、「千葉県東方沖地震」、「三浦半島断層群による地震」を想定しており、その結果のなかの本町に多大な被害を及ぼすと推測される「東京湾北部地震」についての被害予測についてまとめた。

ア 想定条件

想定地震 東京湾北部地震
地震の規模 マグニチュード7.3
震源の位置 東京湾北部
時季・風速等 風速3～9m/秒、晴れ、冬の5時

■ 想定地震の震源断層モデルの位置図



(資料：平成19年度千葉県「地震被害想定調査報告書」)

イ 町内の被害等予測結果

睦沢町における各調査項目別の被害予測結果は、以下のとおりである。

■ 千葉県地震被害想定調査結果の概要（冬 18 時・風速 9m）

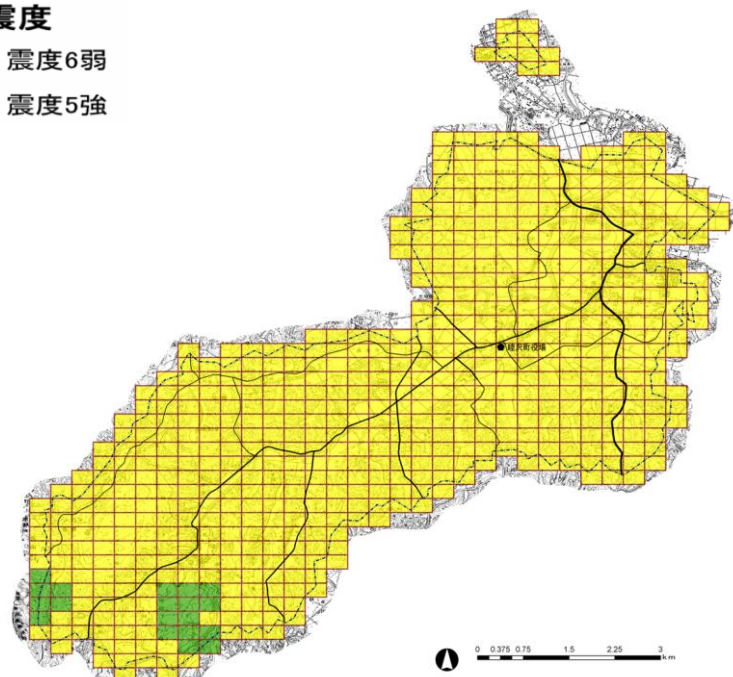
			東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群による地震		
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模	M7.3	M6.8	M6.9		
		タイプ	プレート境界	プレート内部	活断層		
		震源の深さ	27.8km	43.0km	14.4km		
		震度別面積率 （睦沢町）	震度5弱以下：0%	震度5弱以下：16%	震度5弱以下：100%		
			震度5強：47%	震度5強：83%	震度5強：0%		
			震度6弱：53%	震度6弱：1%	震度6弱：0%		
			震度6強：0%	震度6強：0%	震度6強：0%		
物的被害	原因別建物全壊棟数	揺れ		108 棟	4 棟	－ 棟	
		液状化		11 棟	5 棟	－ 棟	
		急傾斜地崩壊		4 棟	1 棟	－ 棟	
		計		123 棟	10 棟	－ 棟	
	揺れ・液状化建物全壊棟数	木造		113 棟	8 棟	－ 棟	
		非木造		7 棟	1 棟	－ 棟	
	火災	炎上出火件数		1 棟	－ 棟	－ 棟	
		焼失棟数 （全壊建物を）	含む	－ 棟	－ 棟	－ 棟	
			含まない	－ 棟	－ 棟	－ 棟	
人的被害	死傷者数	死者数	建物被害		1 人	－ 人	－ 人
			火災		－ 人	－ 人	－ 人
			急傾斜地崩壊		－ 人	－ 人	－ 人
			ブロック塀等の転倒		－ 人	－ 人	－ 人
			屋外落下物		－ 人	－ 人	－ 人
			死者数計		1 人	－ 人	－ 人
		負傷者数	建物被害		59 人	10 人	－ 人
			火災		1 人	－ 人	－ 人
			急傾斜地崩壊		3 人	1 人	－ 人
			屋内収容物の移動・転倒等		2 人	－ 人	－ 人
			ブロック塀等の転倒		2 人	4 人	－ 人
			屋外落下物		－ 人	－ 人	－ 人
			負傷者数計		67 人	16 人	－ 人
		死傷者数合計		68 人	16 人	－ 人	
	避難者数（1日後）		2,516 人	736 人	3 人		
	帰宅困難者		1,024 人	1,024 人	558 人		
	エレベータ閉じ込め台数		2 台	1 台	－ 台		
	災害時要援護者死者数		－ 人	－ 人	－ 人		
	自力脱出困難者数		15 人	1 人	－ 人		
	震災廃棄物			1 万トン	－ 万トン	－ 万トン	

※合計は四捨五入の関係で合わない場合がある。

（資料：平成19年度千葉県地震被害想定調査より睦沢町のみ抜粋）

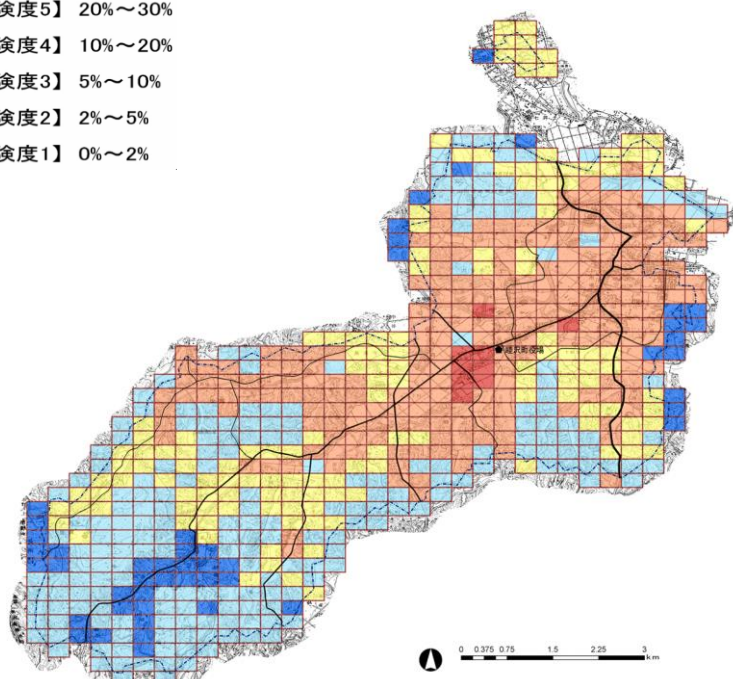
■ 想定震度分布図

計測震度



■ 地震発生時の建物の全壊分布図

全壊率



（資料：睦沢町揺れやすさマップ）

2. 風水害

（1）災害履歴

河川の洪水による災害は、本川及び支川の流路が関係するため、対象市町村のみならず近隣の市町村も含む広範囲になる。

睦沢町及びその近隣地域における最近の災害実績は、一宮川の洪水氾濫による浸水及び地盤沈下である。（ただし、昭和48年以降は沈静化の傾向にある。）

近年の一宮川の洪水による浸水被害は、約10年間に2回という頻度で発生している。それらの状況は次の表に示すとおりである。

■ 睦沢町における最近の水害の履歴とその被害状況

洪水	浸 水 家 屋		
	床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	計(戸)
平成元年8月1日（台風12号）	2	5	7
平成8年9月22日（台風17号）	165	12	177

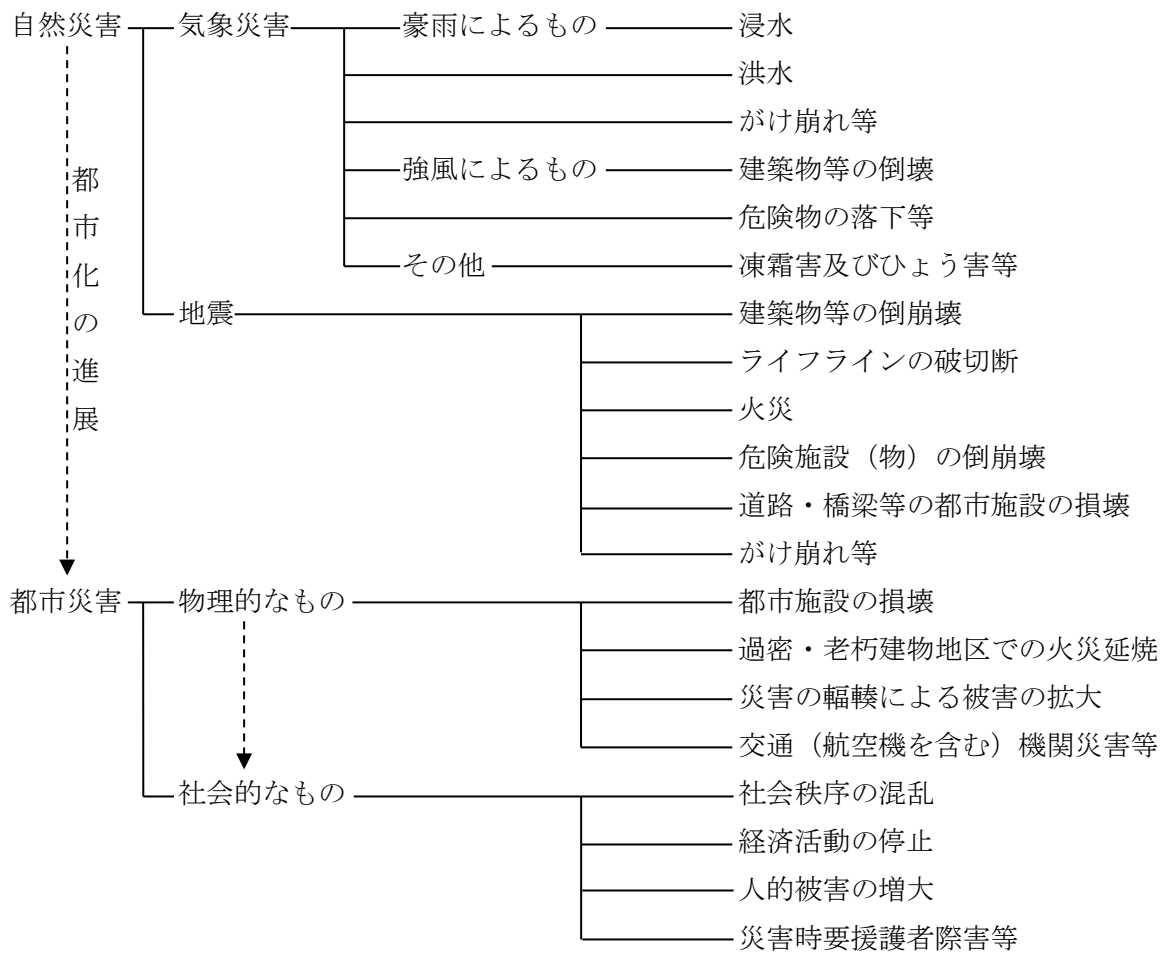
第4 睦沢町の災害特性

流域の規模及び洪水のピーク時間もそれほど変わらない一宮川本川と瑞沢川の合流点は、流域内の大量の水が集まり、一宮川の流量が急激に増加するところである。そのため特に台風期の豪雨時には、その流量が急増して氾濫、破堤などを繰り返してきたため、町の災害史はまさにこれらの河川の氾濫史であるといえることができる。

近年の急速な都市化の進行は、本来流域の持つ保水・遊水機能を低下させ、降雨水の直接流出量を著しく増大させる結果となる。そのため、河川の治水安全度は低下し、洪水被害が生じやすい状況となっている。

また、町の都市化の進展は、都市型災害と呼ばれる複雑な物理的状況と社会的状況を起因とした災害の危険性をはらんでおり、今後強力に取り組まなければならない防災上の課題になっている。

このような災害について、町の地域で予想される災害は、概ね次のようなものである。



第4節 防災対策の推進方向（防災ビジョン）

町域の保全と住民の身体、財産の保護のためには、地域防災体制の確立は欠かせないものである。本計画の策定に当たり、防災対策を確実に推進するため、防災ビジョンを提示するものとする。

第1 減災を重視した取組みの推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識して、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とする。また、被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えていくものとする。

第2 地域防災力の向上

大規模災害発生時に町民の「いのち」を確実に守ることは、「公助」による応急活動だけでは、困難である。平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする「自助」の取組みや「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった「共助」の取組みを推進し、防災意識の向上に努めるものとする。

その上で、町や県をはじめとする防災関係機関は、住民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、地震・津波や風水害などの様々な災害において、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図るものとする。

第3 災害時要援護者及び男女共同参画の視点

高齢化社会の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、災害時要援護者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4 防災体制、災害情報・避難情報等の受伝達体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な災害応急対策が実施できるよう、職員の動員配備体制や災害対策本部の組織等を常に整備点検し、被害最小化に向けた町防災体制の充実を図るものとする。

また、災害や避難に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、県をはじめとする関係機関との間で情報受伝達体制の高度化を進めるほか、応援協力の範囲、時期、方法、連絡窓口等について平常時から協議・調整を行い、必要に応じて相互応援協定等の締結を推進するものとする。

第5 地震対策、風水害・土砂災害、その他の災害対策の推進

地震による被害を最小限に抑えるため、町耐震改修促進計画と連携の上、町有建築物や特定建築物の適切な維持管理に努めるとともに、建物倒壊等による被害を少なくするため、木造住宅の耐震診断や耐震診断結果に基づく耐震改修工事を促進させる。さらには、橋梁等の耐震診断及び維持管理を進めていくものとする。

また、台風・集中豪雨等による河川のはん濫や土砂災害の被害を軽減するため、今後も河川施設や土砂災害危険箇所等の改修、下水道及び治水施設の整備など町内の施設・設備等ハード面の対策を推進するとともに、特別警報や土砂災害警戒情報等の伝達、避難準備情報・避難勧告・避難指示等の判断基準を的確に運用し、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

